

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

第29回定期総会 議案書



2010年6月6日(日)

於：神戸市臨床研究情報センター会議室

## **第29回全国クレ・サラ被連協総会・議案書(確定)**

★「改正貸金業法完全施行で、借金の返済に怯える生活に終止符を！」  
「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施を！

★多重債務問題の解決に軸足を置きながら

反貧困・人間らしい生活と労働の保障を求める活動を！

- ①セーフティネット貸付制度・生活福祉資金制度の充実を！
- ②生活保護の充実を！
- ③依存症の回復を！依存症を作らない社会を！
- ④派遣労働などの不安定雇用をなくせ！生活できる最低賃金制度を！

★借金の解決は必ずできます！相談者の身になって親切で丁寧な相談体制を！

★過払い金を取り戻し、生活の立て直しを！

★ヤミ金融の徹底した取締りを！ヤミ金融被害の根絶を！

日 時 6月6日(日) 13時-15時

場 所 神戸市 臨床研究情報センター・会議室  
兵庫県神戸市中央区港島南町-5-4

### **総 会 議 事 次 第**

開会挨拶

議長及び書記選出

会長挨拶・・山地秀樹被連協会長

ご来賓のあいさつ

全国クレジット・サラ金問題対策協議会	代表幹事	木村達也弁護士
高金利引下げ全国連絡会	代表幹事	新里宏二弁護士

議 事

1. 2009年度活動報告と2010年度活動方針  
質疑・討論・採決
2. 2009年度会計決算報告 2010年度会計監査報告  
質疑・討論・採決
3. 2010年度予算案提案  
質疑・討論・採決
4. 役員の改選  
質疑・討論・採決

議長解任

閉会挨拶

# 私達をめぐる情勢と今年度の活動報告と活動方針・重点課題

## 2009年度活動報告 2010年度活動方針

### 1. はじめに

政府は4月20日、改正貸金業法を6月18日に完全施行することを閣議決定しました。「出資法の上限金利の引下げ」・「グレーゾーン廃止」・「年収の3分の1を超える貸付を禁止する総量規制」を柱とする改正貸金業法は今年6月18日に完全施行されます。

改正貸金業法の完全施行と政府の「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施により、多重債務者の発生を防止する仕組みの完成です。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会は、1982年に創立してから29年、現在全国クレ・サラ被連協加盟の被害者の会は47都道府県、89の被害者の会が、弁護士司法書士、学者、民主団体、労働組合の皆様と力を合わせて、クレ・サラ被害の救済と予防の運動をしてきた私たちの悲願達成です。

しかし、今なお、クレ・サラ被害に苦しんでいる人達がほんとに沢山います。私たち被連協・被害者の会はこの人達に寄り添い、被害の救済、過払い金返還請求、債務整理二次被害の救済など、多重債務問題の解決に軸足を置きながら、派遣切り許すな、労働者派遣法の抜本的改正！セーフティネット貸付制度の充実！必要な方に生活保護が受けられるように援助していく活動等々、反貧困ネットワークの活動を進めていきます。

貧困対策、生活、労働、依存症問題などにきっちり対応できる「初心者向けの多重債務研修会」を開催して「反貧困・人間らしい生活と労働の保障を！」「依存症の回復を！依存症を作らない社会を！」研修会を開催する事にしました。「雇用・労働相談」・「依存症問題相談」に対応できる知識を学ぼうとするものです。

総会では、被害の掘り起こし、ヤミ金相談、行政・民間の自助グループ・医療機関などとの連携、生活保護支援、セーフティネットの利用、被害者の会の運営、相談員の要請、工夫、会の活動報告、困っている事などなど、第29回総会で大いに議論し活動方針を決定したいと思います。

### 2. 私達の生活をめぐる状況

#### 年収200万円未満の労働者1068万人

**非正規雇用労働者1760万人、労働者全体の34.1%、**

**—「働いても生活できない、働く貧困層・ワーキングプア」激増—**

- ①「年収200万円未満の労働者：1068万人  
(対前年36万人増、労働者全体の割合23.3%)  
(08年国税庁民間給与実態統計調査)
- ②「非正規雇用労働者(パート・アルバイト・派遣・契約・嘱託)：1760万人、労働者全体の34.1%、3人に一人」(2008年)
- ③派遣労働者：99年107万人→08年399万人(3.7倍に増加)  
(08年総務省「労働力調査詳細集計」より作成)
- ④完全失業率：5.1%、完全失業者：356万人(対前年10万人増)  
完全失業者のうち「学卒未就職者」：21万人(本年5月総務省の発表)
- ⑤正社員と非正規社員の所得格差の拡大  
男性正社員の年収：577万円 男性非正規社員：325万円(所得格差1.8倍)

女性正社員の年収：385万円 男性非正規社員：228万円（所得格差1.7倍）

⑥未婚率：30～34才で男性47% 女性32%

生涯独身者：男3人に1人、女4人に1人（2030年の予測）

⑦生活保護受給世帯：130万7445世帯（09年12月）

生活保護受給実人員：165万4612人」（09年3月）

⑧日本の相対的貧困率：15.7% 子供貧困率：14.2%

（2009年10月厚労省発表 2007年国民生活基礎調査に基づく：2006年の等価可処分所得の中央値《254万円》の半分《127万円》未滿が相対的貧困率の対象、単身者手取り所得《127万円》2人世帯《180万円》3人世帯《224万円》4人世帯《254万円》に相当する）

1人親世帯の貧困率（114万円以下の世帯の割合：54.3%は先進国で最悪）

⑩2009年の自殺者は32849人（対前年+596人）

この内、動機が特定できたもの：24434人

経済・生活問題の自殺者は8377人（対前年+973人）

### 3. 貸金業をめぐる状況

#### ①無担保無保証借入れ残高がある者の借入れ件数登録の推移

（全国信用情報センター連合会・日本貸金業界調べ）

借入件数	平成19年3月	平成20年3月	平成21年12月
1件	491.6万人	508.3万人	695.8万人
2件	233.4万人	239.8万人	318.7万人
3件	156.0万人	154.4万人	180.3万人
4件	115.8万人	106.3万人	101.6万人
5件以上	171.1万人	117.7万人	79.8万人
人数	1,167.9万人	1,126.4万人	1376.2万人
うち延滞情報登録がある者	177.2万人	199.1万人	301.3万人
貸付残高	136,502億円	120,031億円	112,125億円
一人あたり残高	116.9万円	106.6万円	81.5万円

（株式会社日本信用情報機構（旧テラネット）は全国信用情報センター連合会の情報を承継し統計に加えたため平成21年6月以降人数合計、残高合計は増加した）

②貸金業者の登録件数 11,832件 9,115件 4,453件  
（平成22年1月）

③総量規制該当者（年収の3分の1を超える利用者）50.2% = 6,908,524人

④破産申立件数 148,249件（平成19年度） 127,307件（平成21年度）

⑤過払い金（日本貸金業協会調べ）	2006年度	2007年度	2008年12月
・過払い金引当て金	19,386億円	19,327億円	19,454億円
・利息返還に伴う元本毀損額	2,599億円	4,257億円	4,265億円
・利息返還金	2,936億円	5,259億円	5,858億円

### 4. 被害の掘り起こしについて、

①「改正貸金業法完全施行で、借金の返済に怯える生活に終止符を！」

**全国一斉多重債務相談110番活動！**

現在、サラ金利用者は1376万人（09年12月現在）、全貸付延べ人数（複数業者から借

入れ重複計上)は2288万人います。

この内年収の3分の1以上の借入者961万人(42%)です。

3ヶ月以上の支払滞納者(事故登録者)は301万人(09年12月現在)

サラ金利用者1376万人のうち3分の1以上の借入者50.2%、約700万人が新たに借入れできなくなります。新聞・テレビ・週刊誌は「新たに借入れできなくなる!大変だ!」と恐怖をあおり立てています。

新たに借入れできなくなる方、700万人、私たちは「新たに借入れできなくなる」は大歓迎です。支払が困難になっているのに、借りては返すの自転車操業で借金の解決を先延ばしてきただけです。

弁護士会、司法書士会、被害者の会に相談すれば必ず解決できます。700万人の方の中に過払い金返還請求できる方が本当に沢山います。このことを知らないで、一人で悩んでいる方がいます。今こそ被害の掘り起こしが必要です。

私たちはサラ金利用者1376万人に「借金の問題は必ず解決できます!まずは相談しましょう!」を呼びかけ今年6月は「改正貸金業法完全施行で、借金の返済に怯える生活に終止符を!」全国一斉多重債務相談110番活動行います。

消費者庁、金融庁、地方公共団体、法テラス、日弁連、日司連、消費者団体、被害者団体(全国クレ・サラ被連協加盟の被害者の会)等と連携して、5月~6月の期間多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施します。

## ② 「相談を待つ、電話を待つ」のではなく、積極的に貧困の現場に出向く!

### ☆被連協全国共通リーフレット、ポスターの制作

被連協・被害者の会の相談件数が減っています。被連協は「命に代わる借金はありません」「借金の問題は必ず解決できます!まずは相談しましょう!」のポスター、リーフを大量に作り、相談を待つ、電話を待つのではなく、積極的に貧困の現場に出向く、都道府県市区町村の相談窓口、生活センター、病院等の相談コーナー、警察、労金銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、企業、中小企業に被連協・被害者の会のリーフ、パンフをおいてもらうようにします。

そこで、相談先として各被害者の会の名称、案内図を入れた、被連協全国共通のリーフレット、ポスターを作成します。

すでに独自でリーフレットやポスターを作成している会もあると思いますが、被連協リーフ活用して下さい。リーフレットやポスターは困っている方へのメッセージです。できるだけたくさん印刷物を配ったほうが効果的だと思います。

「命に代わる借金はありません」・・・「借金で命を失ってはいけない」、「借金の解決は必ずできる」ということを広く社会に訴え、ひとりで悩んでいる人へ声を届けましょう。

### ☆印刷部数

リーフは各被害者の会につき2000部前後で、総数20万部。ポスターは各被害者の会につき200部前後で、総数18000枚。

「厚生労働省 自殺防止対策事業 全国事業補助金」により印刷し被害者の会へ届けます。

## ③ 多重債務相談110番の定例化の提案

被害者の掘り起こしに110番の実施は欠かせません。また、多重債務者側からしても、一人で悩んでいるとき、地獄に墮ちる前の最後の救いの手「蜘蛛の糸」でもあるのです。

多重債務でどうにもならなくなった債務者の多くの方は、一度は自殺を考えてしまいます。「万事休す」か・・・どん底まで気持ちが落ちたとき、財布の中に被害者の会の「クレ・サラ110番」の新聞記事の切抜きを入れていることを思い出し相談に来られる方も多いです。

「1年前の記事だから繋がらないかも・・・」と思いながら、最後の一縷の望みを託して電話

をかけました。繋がらなければ覚悟は決めていました。「あすなろの会です」・・・電話は繋がりが助けられました。

新聞記事は、私にとってまさに「蜘蛛の糸」となったのです。

多くの人は切羽詰まらなないと行動できません。そのときにタイミングよく多重債務相談110番が開催されていて、それが新聞・テレビ等で報道されていればいいのですが、1年に1～2回程度の110番では、多くの人は本人のタイミングに出合えません。

多重債務相談110番を定期的に行うことによって、少しでも多くの借金で悩んでいる人たちに「蜘蛛の糸」が届けばと願います。

#### ④「**広告弁護士・司法書士による債務整理二次被害110番**」

##### 「**納得できない債務整理二次被害110番**」

昨年11月1日～8日を「広告弁護士・司法書士による債務整理二次被害110番」相談ウィークとして、被連協加盟33団体の参加により全国一斉相談が実施できました。これは被連協として初めてのことで、その結果、各地より124件の二次被害相談の報告が多数寄せられました。また、二次被害相談以外の多重債務相談もありました。

110番を実施すれば、当該テーマの相談でなくても多重債務等の相談電話も入ります。定期的に110番を行う意義はここにあります。

できるだけ多くの110番を開催すれば、それだけ多くの人たちに届きます。また、開催時に電話をしなくても、後日電話がある場合もよくあります。

今回の各被害者の会の相談件数は、多い会で55件、少ない会は0件と、大きな差が出てしまいました。この原因は各地の110番の報道のされ方だと思われます。テレビ、新聞などで大きく報道された被害者の会にはたくさんの相談が寄せられています。

今後110番をマスコミでいかに取り上げてもらえるかが成否の分かれ目になります。今後「納得できない債務整理二次被害110番」等マスコミの方たちが取り上げやすいように計画をする必要があります。

今後も、被連協全国一斉の110番活動は随時計画していきたいと思えます。

### 5.「**被連協・被害者の会のあり方ガイドライン**」に沿った被害者の会運動の前進、展望

#### （**全国の被害者の会が統一された方針・相談員のあり方・会の民主的運営**

##### ・**相談解決の方法の統一・被害者の会の財政の確立**）

#### ① **借金の解決は必ずできます！相談者の身になって親切に相談！**

**丁寧で親切な被害者の会らしい相談体制をしっかり作り、**

**被害の予防と救済に全力を！過払い金を取戻し、生活の立直しを！**

全国クレ・サラ被連協は「被連協・被害者の会のあり方ガイドライン」を制定し「ガイドライン」に沿った被害者の会運動の前進をさせること、生活の立ち直りをはかるために、被害体験を語り合い、人として生きる誇りを取り戻すこと、学習しサラ金・ヤミ金に立ち向かう力を身につけ、高利貸しのない社会に向かって闘う被害者運動にしようとの運動方針を決定しています。

又全国の被害者の会が統一された方針で闘うため、借金の解決は必ずできます、大事なのはその後の生活の立直しですとする「被連協・被害者の会の多重債務問題の相談員マニュアル」そしてヤミ金被害の根絶、ヤミ金と闘う「ヤミ金融対策マニュアル」を制定し、相談員のあり方、会の民主的運営、相談解決の方法の統一、被害者の会の財政の確立などのガイドラインを示し、闘う被害者の会活動を呼びかけています。

「被連協・被害者の会のあり方ガイドライン」・「相談員マニュアル」「ヤミ金融対策マニュアル」に沿った被害者の会運動の前進をさせること、生活の立ち直りをはかるために、被害体験

を語り合い、人として生きる誇りを取り戻すこと、健全な生活を取り戻すため、二度と被害に陥らない為に、家計簿をつけること、学習しサラ金・ヤミ金に立ち向かう力を身につけ、高利貸しのない社会に向かって闘う被害者運動を進めていきましょう！

被害者の会の相談員にはクレ・サラ・ヤミ金による被害の体験をもった被害者の方が参加しています、任意整理・破産・調停などで解決した被害者の方が、相談されることから、相談者の身になって親切に相談ができて、相談に来られた方も、自分だけが苦しんでいるのではない、みんなも同じ悩みをもって集まっていることを知り、借金の解決は必ずできると確信を持つことができます。

相談に来られた方は、それまで借金の取立におびえ、人に言えない苦しみから解放され、ホットした気持ちになり、心を開いて相談できるようになっています。

## ② 被連協・被害者の会の新規・継続相談・電話相談

### ー被害者救済・相談活動・相談件数が集計は別紙の通りー

全国クレ・サラ被連協事務所での電話相談は「借金の解決は必ずできます・・・まずは相談しましょう」の自殺防止の看板設置の活動がテレビ・新聞で報道されると、全国から1日100-200件の電話相談がありますので平均して1日30-40件の電話相談を受けています。1年間では約6500件を越えています。全国各地の被害者の会を紹介しています。

全国89の被連協・被害者の会の新規・継続相談・電話相談を含めると50,000人以上の方々の相談を受けていると思います。

## ③ 相談件数の減少

各被害者の会の相談件数は減少しています。

被害者の会の活動がマスコミで大きく報道され、行政との連携がよくできている被害者の会は相談件数が増えています。

被害者の会への相談が減ったことは、多重債務者がいなくなったことを意味しません。

①政府の「多重債務問題改善プログラム」による「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」により全国で1600の地方自治体・行政に「多重債務相談窓口」が設置されたこと、②弁護士会、司法書士会の無料相談体制を整えたこと、③更に儲け本位の整理屋弁護士、整理屋司法書士がテレビ、新聞、地下鉄の車内広告、チラシの配布など「過払い金返還代理人」等の広告をしているので、多重債務者の多数がそうした相談窓口に行っていると思われます。こうした要因が被連協・被害者の会の相談件数の減少になっていると思います。

今日、サラ金の利用者は1376万人、このうち延滞情報登録者は301万人、総量規制該当者690万人、過払い金返還請求できる人は400万～500万人いると推定できます。被害者の会等の相談窓口を知らず、救済の手が届いていない被害者はまだ多数います。行政との連携をはかり、マスコミの効果的な活用により、私たち被害者の会の相談窓口の存在を知らせる活動を強める必要があります。

## ④ 被害者の生活の立直しのための活動など、被害者の会らしい活動を！

改正貸金業法の完全施行を目前にしたこの時期に、派遣切り、解雇、寮も追い出され、仕事がない、住むところもないといった「貧困」の実態が誰の目にも見えるようになりました。被害者の会に相談に来られた方の収入は、生活保護基準乃至それ以下の収入でしかないという状況であることがはっきりしてきました。まさに多重債務の根本的原因は貧困であることが明確です。貧困をなくしていかなければ多重債務問題の解決もないという事になります。

このような新しい情勢に合わせて、被害者の会は、「相談件数が減った、さあ一どうしよう、組織をどう守るか」ではなく、被害者の生活の立直しのための活動、家計簿をつけていく活動など、専門家にはできない、被害者の会らしい、自らのクレ・サラ被害体験を話しながら「借金の解決は必ずできます、私もこうして解決できました。」「心配いらぬよ何でも話して下さい」という親切的な相談活動、被害者の会らしい活動を基本に、被害の掘り起こし、クレ・サラ、ヤミ金相談を充実しつつ、生活保護申請支援、生活福祉資金貸付などセーフティネット貸付の実現、依存症克服問題の相談、借金苦による自殺防止活動など運動の中を広げていく必要があります。

そのためには、私達自身が生活保護申請支援、雇用保険、生活福祉資金貸付などセーフティネット貸付制度等の社会保障制度、依存症克服問題、更に労働基準法等の知識をしっかりと身につけて活動していく必要があります。

多重債務の解決にあたっては法律的な処理がもためられる問題が多々あります。今後とも弁護士、司法書士の専門家との連携を密にしていく必要があります。

## ⑤ 生活の立て直し、一健全な生活を取り戻すー

### 定例会で学習しサラ金・ヤミ金と立ち向かう力を身につける！

1. 被害者の会は、被害者本人の力で債務整理を行い、元の健全な生活を取り戻すことが目的です。そして二度とクレ・サラ・ヤミ金から借りないで生活の立て直しをはかるために活動しています。

被害者の会では学習会、会員相互の懇親会、交流会などの定例会活動を重視しています。クレ・サラ・ヤミ金業者に負けないため、自分自身の債務整理のため、そして被害救済のためにも貸金業規制法・利息制限法・出資法・民法・調停手続き・破産法・民事再生法などを学習しサラ金・ヤミ金と立ち向かう力を身につけること、

定例会では、クレジット・サラ金・ヤミ金などの負債の金額、借金の取立・被害の状況など被害体験を語り合っています。

お互いに被害体験を語り合う事で、返せない自分だけが悪いと思ひこみ、誰にも相談できず一人で悩んでいたことが、この苦しみは自分だけでない、皆んなも同じだ、この苦しみの原因は①高金利②過酷な取立③過剰融資の「クレ・サラ三悪」にあることに気づき、クレ・サラ被害をなくしていく運動への参加につながります。

2. 借金の整理そのものは難しいことではありません必ず解決できます。難しいのは生活の立て直しです。そのためには、被害者自身が自らの生活を客観的に見つめ直し「なぜクレ・サラ・ヤミ金から借りるようになったのか」「その原因・具体的な事情」を明らかにし、「今後借りないで生活をするために何が必要なのか」「家計簿をつける・家族の協力を得るなど、そして今何を考えているのか」など相談カードと報告書を書いていただいています。
3. 生活に困りどうしても借りなければならない場合は、まず家族とよく相談することです。結婚や出産、病気や怪我、引っ越し、家族の就学、葬祭、食料・日用品の購入など、生活が一時的に困窮したときなど急にお金が必要なきは区役所など各自治体の「応急小口資金（駆け込み資金）」及び社会福祉協議会などの「福祉資金・緊急小口資金貸付制度」の利用や最終的には生活保護の受給するなどが必要になります。
4. 生活保護の申請の受付が「水際作戦」で受付が拒否されるような事態があります。

被連協・被害者の会では、相談員が生活保護の申請に同行して、生活保護を受給して、生活の立て直しの援助している事例が増えています。今後も生活保護の受給、正当な権利の行使ができるよう生活保護の申請に相談員が同行する、又は生活と健康を守る会との連携で、生活保護を確実に受けられるよう援助をしていきます。



## ⑥ クレジット・サラ金・ヤミ金被害の根絶のための活動に参加を！

### クレ・サラ・ヤミ金被害の実態を社会に告発

#### テレビ・新聞の取材に積極的に協力を！

改正貸金業法は完全施行されますが、クレジット・サラ金・ヤミ金被害に苦しんでいる方がたくさんいます。被害者自身が勇気を持ってクレ・サラ・ヤミ金被害の実態を社会に告発していく、テレビ・新聞等の取材に積極的に協力していくことが必要です。

被害の実態が報道されることで私たちの活動を広く社会に理解をしてもらうことが出来ます。又同時に報道を見て相談にこられる方が多く被害の救済につながっています。

更に金利引き下げの集会、反貧困の集会などへの参加など社会的運動にも参加して下さいよう訴えましょう。

## ⑦ 会員の交流・レクリエーション活動について

被害者の会では家族を含めた被害者・会員間の親睦と交流をはかるために、花見・ハイキング・ソフトバレーボール大会・バーベキュー・カラオケ大会・キャンプ・もつちき会・グチをこぼす会・悩みをはきだす会・温泉クラブ・忘年会など多彩なレクリエーション活動をしています。

クレ・サラ運動を活発にするるためにも、レクリエーション活動は重要です。

被害者・相談員の交流、会員の家族を含めた被害者・会員間の親睦と交流をはかる創意あふれる活動をしたいと思います。

## ⑧ 被害者の会ニュース・機関誌活動について

被害者の会の機関誌・ニュースは会員相互の自覚と結集を高める動脈であり、機関誌活動なくして会の維持・発展は困難です。会員の声を反映し、みんなの力で継続的に発行することが必要です。

機関誌・ニュースには被害者の体験報告・手記が重要です。定期的発行できるよう努力していきましょう！

## ⑨被害者の会の財政の確立を

被害者の会の活動を支えるために会費は組織活動の根幹です。相談場所（事務所）や専従者、運動財政の確保のため、入会金・会費を集め、また賛助会員制度をつくるなど財政を確立することが必要です。

各地の被害者の会が自殺対策に取組み、地域自殺対策強化基金事業について補助金請求をしていきましょう。

## 6. 違法な利息は払わない！不当に取られた過払い金を取り戻そう！

### 全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴(任意請求を含む)の運動を！

#### クレジット・サラ金業者は過払い金はすすんで返せ！

全国クレ・サラ被連協・過払金返還請求対策委員会は、債務者救済のため不当な高金利は許さない。不当に取られたお金を取り戻す運動としてサラ金利用者1400万人に「利息制限法を超える利息は支払わない運動」を呼びかけています。今年5月13日の第10回全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴（任意請求を含む）分の合計は6都府県661件、原告・請求者数581名、金5億5503万円です。04年第1回～10年第10回までの全国一斉過払い金返還請求提訴・任意和解提案分合計は34,605件、原告・請求者数26,426名、合計金324億7632万円になっています。

全国一斉過払い金返還請求訴訟・提訴（任意請求を含む）の運動の目的は、クレジット・サラ金業者などの金利が利息制限法違反の違法金利であることを周知させること、違法金利営業を許

さないとの声を広げること、直接的には過払い金を取り戻し、借金の残っている他の業者への返済に充てることにより多重債務者の救済する道を広げることにより、本来払わなくてもいい利息制限法違反の利息を長年にわたり払わされてきたことにより、借りては返す多重債務者になり、ヤミ金にまで借りてしまうという被害をなくす運動です。

サラ金業者は過払い金返還にあてるため1兆9454億円(2008年度)の引当金を用意しながら、実際に返還したのは5858億円に過ぎません。1兆4000億円を返還渋りしています。私たちは「クレジット・サラ金業者は過払い金はすすんで返せ!」の運動を進めつつ、過払い金返還請求は日常的に行うと共に5月13日と11月13日(今年は11月15日)の年2回全国一斉に取り組んでいきます。

## **7. ヤミ金融被害撲滅をめざした運動ヤミ金融の徹底した取締りを! ヤミ金融被害の根絶を!**

### **① 「四点セット」(①被害届の提出②銀行口座の凍結③携帯電話の凍結**

#### **④被害回復分配金請求)ヤミ金融の手足を縛りヤミ金の息の根を止めよう!**

08年6月10日最高裁判所はヤミ金融より交付された金員は高利取得の道具であるから支払う必要がない、ヤミ金融に支払った全額が不当利得として返還を認めた画期的判決を武器にヤミ金と対峙して闘っています。

改正貸金業法完全実施でヤミ金融が増えると言われていますが、ヤミ金融は犯罪です。

ヤミ金融の完全撲滅のための活動が必要です。

被害者の会では「四点セット」(①警察署にヤミ金被害の届出、告訴・告発。②ヤミ金の銀行口座の利用停止・凍結申請。③携帯電話の利用停止・凍結の要請。

④銀行口座に凍結しているヤミ金による犯罪被害資金を「被害回復分配金請求」で取り戻す。)でヤミ金融の手足を縛りヤミ金の息の根を止めようと闘っていきましょう。

### **② 6.10全国一斉「ヤミ金融集団告発」に参加を!**

#### **犯罪事実一覧票を被連協事務所にFAX又はメールで送付を!**

全国ヤミ金融対策会議、高金利引下げ全国連絡会、全国クレ・サラ被連協は、ヤミ金融被害撲滅をめざし6月10日第11回目のヤミ金融全国一斉「集団告発」を行います。

告発という呼び名を使用していますが、厳密には告発前の情報提供であって、直ちに全件の正式受理を求めるものではありません。

ヤミ金融は、他人名義の携帯電話・他人名義の預金口座を利用し「匿名性」の陰に隠れて活動しています。これに対して、一時に大量の情報を集中し、共通の電話番号・共通の口座の存在を通じて同一業者・同一組織の存在を浮かび上がらせる必要があります。

また大規模で悪質なヤミ金融組織ほど被害を広域化させ、あくどい取り立てにより被害者を怯えさせ、孤立させています。これに対して、同一業者・同一組織について同時に多数の被害者が積極的に捜査に協力できる態勢を意識的に作り上げることが必要です。

各弁護士・司法書士・被害者の会相談員等において各自が担当した案件を一業者・一被害者ごとの犯罪事実及び口座・電話情報を共通の「一覧表」書式に整理し、これに振込控えのコピーなど一覧性のある客観的資料を添付し、それらを持ち寄って地元県警本部へ提出して、後日、警察から協力要請のあった案件について被害者につなげていく、というやり方を基本にしています。各被害者の会では相談を受けた都度、警察に被害届けを出していると思いますが、最近数ヶ月に取り扱った案件を集約して告発したいと思います。

業者情報、弁護士・司法書士など担当者の氏名・連絡先、被害者のカナ名などの情報を集約のうえ警察に提供しますので、被害者の会としての参加が困難な場合は、犯罪事実一覧票を被連協事務所にFAX又はメールで送付していただければ警視庁に集団告発できます。

## 8. セーフティネット貸付制度実現全国会議の活動

### サラ金など利用しなくても良いように「総合支援資金」「福祉資金」貸付制度の拡充を！ 債務整理後の生活再生を応援する「個人向けセーフティネット貸付」の実現を！

改正化資金業法完全施行により収入の3分の1を超えては貸付が出来なくなります。その対応の1つとして「セーフティネット貸付の充実」があります。

昨年10月から低所得者向け生活福祉資金貸付制度について保証人がいなくても借入できることになり、その利用が進んでいます。制度改善では10に細分化されていた資金種類を「総合支援資金」「福祉資金（「緊急小口資金を含む）」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4つに分類し直しました。

しかし、一部市町村の社会福祉協議会の窓口で制度が周知されないなど混乱が生じています。

私たちは、多重債務からの解放を「借金しない生活から始めよう」としてきた関係上まだまだ、上手な借り方を身につけていません。セーフティネット貸付制度の相談窓口の充実と活用が強く求められています。

離職者支援のための「就職安定資金融資」「訓練・生活支援融資」など第2のセーフティネット貸付制度といわれ、ハローワークが窓口となり、労働金庫が貸付する制度もあります。

昨年、セーフティネット貸付制度実現全国会議が出版した「必携・セーフティネットマニュアル」を活用し、必要な人にサラ金など利用しなくてもよいように「総合支援資金」「福祉資金（「緊急小口資金を含む）」などの利用を進めましょう。

又中央労福協が提唱する、債務整理後の生活再生を応援する「個人向けセーフティネット貸付」を是非実現させたいと思います。

「個人向けセーフティネット貸付」の申込み者については「多重債務者の債務整理・生活再建相談活動」を被連協・被害者の会が委託を受けて実施するとの構想もあります。

この制度は労働金庫が窓口となり融資するものです。「個人向けセーフティネット貸付」実現のため、中央労福協、労働金庫との連携を強めていきます。

## 9. 多重債務と貧困・自殺をなくす活動

日本では12年連続して自殺者は3万人を超えています。2009年の自殺者は32849人、対前年596人増えています。この内、動機が特定できたもの24434人、このうち経済・生活問題の自殺者は8377人対前年973人増えています。

今年2月被連協・太陽の会で相談を受けた方は、大手自動車工場で期間工として働いていたが昨年3月に雇い止め、山形の実家に戻り一生懸命に就職活動をした、履歴書を送った先は180社面接にたどりつけたのは10社に満たない、全て断られ、蓄えは就職活動で尽き、面接では期間工であったことや年齢などをあげつらわれ、自尊心はズタズタ。年金暮らしの両親ともうまくいかず自殺を考え青木ヶ原へという悲惨な状況、仕事もお金もない深刻な事態となっています。

昨年民主党中心の政権交代が実現しました、民主党が掲げた公約でもある「後期高齢者医療制度の廃止」「労働者派遣法の抜本的改正」に期待しましたが全く期待はずれです。

「働いても生活出来ないワーキングプア」「ネットカフェ難民」といわれる労働者が激増しています。不安定雇用の拡大による収入の減少と年金、医療、介護、障害者、生活保護の給付基準の切り下げなど、社会保障の改悪によって、国民生活はいっそう厳しくなり、自殺者が増えている要因になっています。多重債務と貧困・自殺をなくす活動は急務です。

## ①「自殺を思いとどまってもらうための看板」設置活動

—青木ヶ原樹海に「借金の解決は、必ず出来ます！」

「私も助かりました、まずは相談しましょう！」

—「被連協・命の電話03-3255-2400」 転送電話で24時間体制で相談！—

被連協は07年「借金なんかで死んではいけない」「借金の解決は必ず出来ます」それを知らずに自殺をしてしまう人達を無くすため、「借金の解決は必ず出来ます！私も助かりました、まずは相談しましょう！（電話 03-3255-2400）」という自殺を思いとどまってもらう看板を富士山麓青木ヶ原樹海に設置しました。「被連協・命の電話」は日中は事務所、夜、深夜、早朝、土日は転送電話で24時間体制で電話相談を受けています。この看板設置の行動について、NHK、TBS、テレビ朝日、毎日、読売、朝日新聞が大きく報道しました、その直後から被連協・命の電話は鳴り続け多いときで1日で200本の電話がありました。

2010年5月までに被連協・命の電話への電話相談は13,601件ありました。死ぬしかないと思ひこみ青木ヶ原樹海に入り看板を見て、あるいは富士吉田警察署で保護された方の相談は89件になります。

今年3月10日東京・日本教育会館で開催された「自殺と貧困から見えてくる日本」シンポは全国から900名を超える参加者がありました。

シンポには鳩山由紀夫首相もかけつけ、「貧困を日本からなくすことによって、自殺をなくす方向に大きくかじを切りたい」と熱く思いを語りました。長妻昭厚生労働大臣、福島みずほ自殺対策特命担当大臣も参加しました。

主催は「反貧困ネットワーク」と「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」でした。

このシンポを準備した「反貧困・自殺対策ワーキングチーム」はその後、自殺が多発している自殺率日本一の山梨県で、「つながることで命をまもるネットワーク」作りを目的とした自殺対策シンポを呼びかけ、8月28日～29日甲府で「自殺対策シンポを」開催することにしました。被連協は共催団体として役割を果たしたいと思います。

被害者の会には「サラ金・ヤミ金融金融業者と話し合ったりすることが疲れました」「今後生きていくことが自分にはできません」との遺書を残し自殺された方がいます。被害者の会ではサラ金・ヤミ金融・商工ローンによる犠牲者を出させないため、追いつめられ自殺された方々の悔しい思いをいつも胸にきざみ相談していきたいと思います。

## ②生活保護対策会議、反貧困ネットワーク、「自殺予防・命の電話」「自殺防止センター」

「精神科医」「生活と健康を守る会」等の諸団体

及び行政・政府自殺対策推進室、都道府県自殺対策協議会との連携を！

「被連協・命の電話」には、多重債務問題だけでなく、「重症アトピーで悩んでいる」「障害者年金で生活している、兄弟間のトラブル」「付き合いしている人からのDV」「ガンで悩んでいる」「死にたい、自殺の手助けをしてください」「ハローワークに行っているが全然仕事がない」等々の相談が多くなっています。

被連協では対応しきれない問題の相談があり、「自殺防止センター」「自殺予防命の電話」「精神科医」「生活と健康を守る会」等を紹介していますが、「自殺防止センター」へ電話してもつながらない。実際にどのように対応してくれているのかよく分かりません。たらい回しになっていないか不安です。

被連協・被害者の会、クレ・サラ対協、生活保護対策会議、反貧困ネットワーク、「自殺予防・命の電話」「自殺防止センター」「精神科医」「生活と健康を守る会」等の諸団体及び行政、政府自殺対策推進室、都道府県自殺対策協議会等とのきめ細かい連携を作ることが急務です。

### ③厚生労働省の平成22年度自殺防止対策事業全国事業の補助金交付決定！

「クレ・サラ被害の救済と予防の活動は死の瀬戸際での活動、自殺予防の実践的な活動」

「命に代わる借金はありません・だいじょうぶ解決できるよ」リーフ、ポスターを貧困の現場へ！

私たちのクレ・サラ被害の救済と予防の活動は本当に死の瀬戸際での活動であり、自殺予防の実践的な活動です。

厚生労働省は本年より自殺防止対策事業を開始し、自殺予防の活動をしている民間団体に補助金を交付することになりました。

被連協は厚生労働省に「平成22年度自殺防止対策事業全国事業計画書・補助金請求」をして、410万円の補助金交付が決定しました。

被連協はこの補助金を活用し、借金で命をうしなうことのないよう、青木ヶ原樹海をはじめ、自殺の名所とされる福井県・東尋坊、静岡県・城ヶ崎等にも自殺を思いとどまってもらう看板を設置するほか、「命に代わる借金はありません・だいじょうぶ解決できるよ」リーフ、ポスターを貧困の現場、病院、地方自治体の多重債務相談窓口、生活センター等においてもらい、被害を掘り起こし、相談活動を充実していきたいと思っています。

又、貧困による自殺問題を考える集い、シンポジウム等も開催したいと思います。

交付される410万円についてはリーフ・ポスター作成費用、命の電話通信費（フリーダイヤルにする）、看板設置費用、看板などの備品費、講演会・研修会、会議費用等に活用したいと思います。補助金の収支は特別会計として管理していきます。

### ④来年度は、多くの被害者の会が、「自殺防止対策事業先駆事業計画書・補助金請求」を！

被連協は厚生労働省に「平成22年度自殺防止対策事業全国事業計画書・補助金請求」をしましたが、東京「太陽の会」大阪「いちょうの会」「福岡クレジット・サラ金被害をなくす会」「熊本クレ・サラ被害をなくす会」は都道府県を通して「自殺防止対策事業先駆事業計画書・補助金請求」をしました。各被害者の会はそれぞれ独立した被害者の会ですので「先駆事業」として認められるよう、厚生労働省のヒヤリングでもよく説明したのですが、各被害者の会は「被連協と同一の団体」とみなされ残念ながら不採択とされてしまいました。

来年度は、多くの被害者の会が、「自殺防止対策事業先駆事業計画書・補助金請求」をするようになれば、被連協としての「自殺防止対策事業全国事業計画書・補助金請求」しないようにしたいと思います。下記内閣府の「地域自殺対策緊急強化補助事業」を受けている団体は厚労省の「自殺防止対策事業先駆事業計画書・補助金請求」ダブル請求はできませんので、今後どうするか検討していきます。

### ⑤内閣府の地域自殺対策緊急強化補助事業への補助金請求について

内閣府は地域自殺対策緊急強化補助事業として100億円の予算を組み各都道府県に交付して、民間の自殺対策事業に補助金を交付しています。

宮城県自殺対策協議会に参加し活動している青葉の会は、相談の現場からの声、「命は大切、借金問題は必ず解決できる」等と報告し活動しています。

この活動が評価され、宮城県自殺対策緊急強化事業補助金が交付されました。

補助金による広報活動として、今まで希望しても、経済的に作成できなかったポスターとチラシを、大量に、しかも美しく作成することが出来ました。

県内の全市町村に、直接担当課や係に注文電話を入れて、ポスター500枚とチラシ1万枚を送付することが出来ました。

自殺対策緊急強化事業補助金が交付された被連協・被害者の会は高松あすなろの会、金沢あすなろ会、和歌山あざみの会があります。

このほか自殺対策緊急強化事業補助金を使つての活動として、埼玉・夜明けの会は埼玉県包括支援相談事業の相談活動の委託を受けることになりました。

各地の被害者の会の地域自殺対策強化基金事業について補助金請求をしていきましょう。

## 10. 市民に開かれたよりよい特定調停手続きを！（一被害者本人による債務整理の方法一）

### 過払い金返還請求の「一般調停」の申立を！

- ① クレジット・サラ金等からの債務を抱え、「支払不能におちいる恐れのある被害者が「経済的再生（生活や営業の再建）のために制定された特定調停で、債務者本人が簡易裁判所で自らの債務を確定し、返済計画を立てる、手続きとして大きな役割を果たしています。  
金融庁「多重債務者相談マニュアル」にも法律専門家の手を借りなくても、費用をかけずに解決できる債務整理の方法として位置付けられています。
- ② 特定調停を申し立てると、一般的には①利息制限法の上限金利にそつた債務を再計算し②将来利息カットをカットして③無理のない3年から5年の分割弁済をして解決になります。
- ③ ところが裁判所によっては支払い義務のない第三者・家族を保証人にさせる、利息制限法に基づくひきなおし計算をしないなど違法・不当な調停の実態があります。
- ④ 違法・不当な調停についてはその都度、調停対策会議の協力を得て、簡易裁判所・地方裁判所に申し入れするなどその是正を求めていきます。
- ⑤ 市民に開かれたよりよい特定調停手続きを進めるため、債務者本人が簡易裁判所で自らの債務を確定し、返済計画を立てる、被害救済の手続きとして機能させる必要があります。  
債務が残る場合は、破産・個人再生手続きに準じた元本カットの調停を求めていきます。
- ⑥ 岩手県水沢簡易裁判所は、過払いとなる場合は過払い金返還請求「一般調停」の申立書を作成して、1枚の申立書で簡単に過払い金返還請求ができるようになりました。全国各地でも過払い金返還請求「一般調停」の申立をしていきましょう。

## 11. 行政の多重債務対策の充実を求める全国会議の活動

行政対策充実会議は、2009年4月1日から2010年3月31日までの間、次のとおり、行政の多重債務対策支援講座を開催しました。

4月18日福島県いわき市、7月25日和歌山市、9月5日青森市、2010年2月13日大分市において、開催地の府・県・市・弁護士会・司法書士会及び日本司法書士会連合会等に後援を依頼して、支援講座を開催しました。参加者は、45名から71名でした。

参加の呼びかけ先は、主に近隣府県の自治体職員、開催地の地方議会議員・消費生活相談員・弁護士及び司法書士です。

講演内容は、改善プログラムの概要・相談の受け方等のレベルを超えて、多重債務者の掘り起し、及びよりよい行政サービスを提供するために相談担当者と生活保護ケースワーカーや徴税担当者等とで庁内連携することの意義や庁内連携の取り方を理解していただくために、先駆者として取り組んでこられた自治体職員によるケーススタディを繰り返しています。又、「多重債務による自死をなくす会」「依存症問題対策全国会議」の協力を得て、自殺・ギャンブル依存症の問題も取り上げています。それらが多重債務問題であることを理解していただくことが重要であると考えているからです。

11月9日山口県、11月20日盛岡市から講師派遣を依頼され、行政対策について講演を行いました。多重債務問題が消費者問題であることを訴えるために、「クレちほ」と共催して講師を派遣しています。

本年6月18日、貸金業法が完全実施された後、行政の窓口相談者が殺到するのか、徴収部

門や生活保護部門がどのような状況になるのか、予想しにくいことです。確実に準備を進めてきた自治体とそうでない自治体とで、住民サービスに違いが生じることは望ましくないので、そうならないような支援講座をこれからも実施していくことが必要であると考えます。

## 12. 地域における、反貧困・派遣労働など不安定雇用をなくす闘い、自殺防止の活動、生活保護申請同行支援、追い出しや対策会議等の反貧困ネットワークの活動

### ① みやぎ青葉の会の活動

#### 「温かいご飯」と「暖かい味噌汁」を常備して

みやぎ青葉の会は「反貧困ネットみやぎ」に参加しています。事務局長は青葉の会会長の菊地弁護士と多くの青葉の会世話人の若手弁護士、司法書士が事務局として参加し、大きな役割を果たしています。

3月20日「反貧困フェスタ・イン仙台」では全国から450名が参加しました。

「生活保護ネット東北」では、相談電話の設置場所を法律事務所など交代で維持していましたが、現在は青葉の会に設置し、落ち着いてきました。

そのため青葉の会は相談日を月～金に変更し、常駐の相談員を配置しています。

青葉の会は宮城県多重債務対策会議に一昨年から参加しています。

昨年からは、宮城県自殺対策会議にも参加しています。特にこの会議では、相談の現場からの声を、報告するよう努力しています。

「命は大切、借金問題は必ず解決できる」と、会議の時は、必ず具体的な事例を語って努力をして来ました。

又、自殺の県内における実際の数、男女別・年齢別・原因別の報告を、一年を待たず月毎に、分かり次第発表するよう、又シェルターの設置などを会として、文書で申し入れました。その結果、経済的原因による自殺が全国的には32%ですが、宮城県では39.4%と報告されました。

平成21年度、宮城県自殺対策緊急強化事業補助金が、300万円交付されました。

日々の活動の領収書現物を添付し、事業実績を報告し、実績が認められ4月24日に確定交付されました。

補助金による広報活動として、今まで希望しても、経済的に作成できなかったポスターとチラシを、大量に、しかもカラーで美しく作成することが出来ました。

県内の全市町村に、直接担当課や係に注文電話を入れて、ポスター500枚とチラシ1万枚を送付することが出来ました。

そのチラシを見ての相談もあります。市町村の担当との交流も増え、青葉の会は多重債務だけでなく、その後の生活建て直しについても、相談にのってくれと、評価されています。

反貧困ネットや、生活保護ネットの活動は、多重債務だけでなく幅の広がり相談活動となっています。相談員の研修も、心の相談なども考慮しなければと思います。

さらにすっかり空腹を抱えての相談者も増えています。

何時でも「温かいご飯」と「暖かい味噌汁」を提供できるように、事務所に備えておこうと私たちは話し合っています。

### ② 反貧困ネットワークの活動について

反貧困・派遣労働など不安定雇用をなくす闘い、自殺防止の活動、生活保護申請同行支援の活動については、仙台のみやぎ青葉の会の活動の外、大阪いちょうの会、愛媛松山たちばなの会など各地の被害者の会が反貧困ネットワークの事務局を担って活動しています。

## 13. 依存症対策全国会議の運動 3つの柱

### 依存症の回復を！依存症を作らない社会を！

#### 大量の依存症発生の原因を探り、社会的環境整備の構築をめざす運動。

##### ① 依存症の正しい知識と理解の普及

依存症はアルコール、薬物などの「物質依存」は比較的認知され、その事に関して正しい情報が流されることも多くなっています。しかしギャンブル、買い物など「行動依存」の依存に関しては、誤った情報による多くの誤解と偏見が蔓延しています。

ギャンブル、買い物依存はただ単に個人の意志の問題としてのみ取り上げられ、行為をやめることができないのは意志が弱い、根性がないなどの、精神論的見解が未だ大勢をしめています。そのため、パチンコや買物で借金が発生し、その行為を繰り返し多重債務に陥っている人を、個人の趣味、浪費、遊興問題として対応し、意志を強く、二度と過ちをしないように説諭し整理を終わらせたとしたとします。

しかしこの相談者が依存症を疾病していた場合、依存症によってもたらされた借金問題を単純な法的手続、説諭のみでの解決は不可能です。

その後、更なる借金が発生してしまう失敗を繰り返してしまう。

ギャンブルなど依存による行為が借金の主要な原因なのに、その行為を止める道筋もなく借金の整理をしても、再び新たな借金が始まる可能性は大きいことです。

債務整理をするにあたっては、依存症に対する正しい知識が要求されます。

依存症が自らの意志で、行為をコントロールすることができず、周囲を混乱に巻き込み、社会問題まで惹き起こしかねない要因を内包して進行することを多くの人に理解、認識してもらうことが必要です。

##### ② 依存症回復のために

- \*常にギャンブルが頭からはなれない
- \*賭ける金額を増やさないと満足しない
- \*ギャンブルを止めようと思うができない
- \*ギャンブルを止めているとイライラする
- \*嫌な問題や気分を紛らわすためする
- \*損した分、ギャンブルでとり返そうとする
- \*しているのに、していないと嘘をつく
- \*ギャンブルに使う金のため違法行為をする
- \*ギャンブルのため仕事をサボったり、約束を破る
- \*ギャンブルのため借金をする

(米国精神医学会DSM-IV診断) 5点以上の該当で依存症といわれている

以上のような特徴に該当し、専門家に依存症だとの診断を受けても、自分は依存症ではないと“否認”をし、病であることにも向き合わず、慢性化し、深化していきます。

そのためギャンブルの目的のためあらゆる手段で借金を重ね、それに行き詰まると家族に後始末を依頼し、家族は本人の将来を考え、家庭のことをおもい、援助する事で解決を計ります。しかしその後も同じことが繰り返され、裏切られます。家族をはじめ、周りの人を経済的、精神的負担で巻き込みながら進行するのが特徴です。

本人、家族を含めこころの問題として捉えられていないと、どのようにして依存症という病を克服していくのかが分らず、とりわけ家族が困惑し貴重な財産を喪失したり、借金を背負い込む結果にまでなり、経済的に多大な損失をし、精神的に疲弊し、結果、家族崩壊、離別、家庭内DV、躁、鬱などの精神的な病に罹患してしまうこともしばしばです。



そのような状況下、相談窓口には家族からの相談があります。

家族には経済的支援を含め、共依存的関係を一切断ち切ることが必要です。このことは精神的に病んでいる家族の治療の一步であるし、依存症当事者の治療の糸口にすることができます。

又相談窓口には、依存症当事者が多重債務相談に訪れます。

本人が自分からギャンブルの話はしなくても、取引履歴、粘り強い聞き取りで掘り起こしをすることを心がけ、治療に導くことが必要です。

本来「病」であるなら治療、完治という過程があるが、依存症には完治はないといわれますが回復は可能だといわれています。

唯相談を受ける人が注意をしなければならないのは依存症の診断を下すのは専門の精神科医師だということです。徒に相談員が結論づけることは危険であるし慎まねばなりません。

そのため専門の精神科医、都道府県の精神保健福祉課との密接な連携が不可欠です。

また依存症の回復のため全国各地で活動をしている、家族のための自助グループ、自らの依存症に決別するための自助グループとの連絡をとることで、対象者をそこに積極的に送り込み、回復へのプログラムにのせなければなりません。

依存症への未然防止、依存症者の回復をめざす運動を全国的規模で展開していくことに努力しなければなりません。

### ③依存症をつくらない社会を目指す運動

世界の各国は有史以来、ギャンブル行為は国家の治安と人心の安定を損ない、生産活動に重要な支障をきたすという理由でその行為を禁止してきました。

日本でも賭博行為は時の為政者によって、厳禁され違反者に対しては厳しい罰則も適用されてきました。当然現行法も刑事罰の規定を設けこれを禁止しています。

財政対策として、公営ギャンブルの、競馬、けいりん、競艇、オートレースが開催されるようになり、又宝くじ、ロトも認められています。

しかし、わが国のギャンブル事情は、世界の先進諸国と異なり日本列島の津々浦々1万3千店が軒を連ねるパチンコ、スロット業界が君臨していることにあります。娯楽産業といわれながら、その実態はギャンブルそのものであり、この業界の売り上げは公営ギャンブルの8～9倍を占め、総売り上げは23兆円に達する巨大産業です。因みに米国のギャンブルの総売り上げ24兆円に匹敵します。

娯楽産業ゆえにギャンブルとしての規制もなく人々の生活空間に林立し、茶の間のTV、新聞からは溢れる広告情報が垂れ流されるという世界に類を見ない状況を呈しています。

このような環境の中、いま日本を覆う、「貧困」と「生活不安」が相まってその場限りの射幸心を求める庶民が増加し、ギャンブル依存症の9割がパチ・スロに関わりがあるという実態調査報告のように日々新たなギャンブル依存症患者の発生源になっています。

ギャンブル依存症という厄介で、悩ましい病が、多重債務、ヤミ金の誘発になり、生活破壊、子供虐待、DV、犯罪、自死の惹起の要因は正に人権、生存権、福祉権の侵害にまでつながりかねません。

この憂うべき社会環境を作り出しているパチ・スロ業界の構造的ギャンブル体質です、換金システムはギャンブルそのものです。

業界のこのようなシステムを容認している監督官庁である警察への法規制の厳格な対応を求めなければなりません。

また、それを取り巻き、煽り立てるマスコミに対し、その自粛、改善を要求する運動によって、大量な依存症を生み出すメカニズムを改善しなければなりません。

緊急な課題として、一部政界筋から提起されているカジノ設置が動きはじめ、更なる賭博場の開設とそれに付随、便乗したパチ・スロの出玉の規制緩和が論じられています。

このような計画を容認する事は、ギャンブル依存症をさらに増大させることになり、国の将来的展望にも禍根を残すことは自明です。

行為にはまり、自分の意志を制御する事ができず、そのため社会問題まで巻き起こしてしまう深刻な病である依存症問題を多くの人に理解していただき、依存症を発生させない環境を構築することを依存症問題全国会議は進めていきます。

## 14. 「債務整理二次被害」対策について

### 悪徳弁護士・司法書士らによる債務整理二次被害について

過払い金返還運動が進む中、一部の弁護士や司法書士らが多重債務問題を解決する視点からではなく、金儲けを目的とした「貧困ビジネス」の被害が広がっています。

彼らはテレビやラジオ、新聞、チラシ、電話帖広告などを使って多重債務者を勧誘し、弁護士・司法書士らの専門家の関与が殆どないまま事件処理を行っています。そのため、「弁護士や司法書士にあったことも話したこともない」「委任してから1年たっても2年たっても連絡がない。心配だ。」「1万4000円の過払いに10万円以上の経費を取られた。」「ヤミ金の処理を断られた。」など多くの苦情が寄せられています。

日弁連や日司連もこの事態に対応するため「債務整理事件処理に関する指針」を発表し、悪徳専門家対策に努めています。被害者の会では、相談があれば債務整理二次被害者からしっかりと聞き取りをし、悪徳専門家からの資料徴収を含めて被害実態を明らかにし、彼らから返金をさせたり、彼らを懲戒請求しようと予定したりしています。

債務整理にかこつけて多重債務者を金儲けのための「食べ物」にする弁護士・司法書士による「債務整理二次被害」を掘り起こす目的で全国クレ・サラ被連協は昨年11月全国一斉「新聞・テレビ等広告弁護士、司法書士による債務整理二次被害110番」を実施しました。

その結果、各地より124件の二次被害相談の報告が多数寄せられました

この問題はマスコミの生活部は関心が高いのですが、「新聞・テレビ等広告弁護士・・・債務整理二次被害110番」と書くと「マスコミの責任を問う」意味合いに取られてマスコミが取り上げない面がありました。

今後は「納得できない債務整理二次被害110番」等とマスコミの方たちが取り上げやすいように計画し、今後も被連協全国一斉の110番を随時計画していきたいと思えます。

クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン被害に苦しんでいる人々の債務整理にあたっては、「生活の立直し」の視点で相談を受け、全ての債務の確認、借入れの原因、本人、家族の収入、資産、1ヶ月の生活費等を考慮し、二度とサラ金などから借入れしないでも生活の立直しができるような債務整理をすることが極めて重要です。

日弁連の「債務整理事件処理に関する指針」では「債務者との直接面談を行い、債務の内容、生活状況を等を聞き取り、事件処理についての見通し等を説明するものとする」とされています。

「債務整理事件処理に関する指針」に反する債務整理をしている弁護士、司法書士にたいしては、調査の上、必要な指導、監督、懲戒処分などをするよう、「新聞・テレビ等広告弁護士による『債務整理二次被害事例』の根絶を求める申立」を昨年10月日本弁護士連合会、日本司法書士連合会に申立をしました。

## 15. 地域別ブロック集会について

地域別ブロック集会は被害者交流を深め、生活の立て直しをめざしてお互いに励まし合うという意味で、各地域・ブロック特色ある集いになっています。

今年、1月23日「目指せ！自殺減少日本一の県」石川シンポジウム、5月29日-30日中国ブロック交流集会、6月19日近畿ブロック交流集会 in 和歌山、9月4日-5日九州ブロック交流集会、9月11日-12日東海4県クレ・サラ問題交流集会が開催されます。

年に1度の全国交流集会だけでなく、地域の実情にあった地域別ブロック集會を大事にして取り組みをしていきましょう。

## 「貧困のない健全な市民社会をつくる北陸会議」の報告

### 「目指せ！自殺減少日本一の県」石川シンポジウムを開催

北陸3県の弁護士・司法書士・被害者の会、学識者と一般の方々と『貧困のない健全な市民社会をつくる北陸会議』[略称 貧困対策会議、平成21年4月4日名称変更 代表幹事 司法書士 喜成 清重(旧)北陸クレ・サラ、ヤミ金、商工ローン対策会議]の活動に賛同し入会された方々で構成、活動をしています。

この会議は、当初、平成14年11月2日-3日第22回全国クレ・サラ、ヤミ金、商工ローン被害者交流集會が金沢で開かれ全国で初めて1000名を超える集會となり大成功で終わりました。

また、初めて被害者体験集「32人の告発」が発刊され話題を呼びました。

この全国被害者交流集會を成功させたエネルギーを雲散霧消させること無くメインテーマであった「高利貸しのない社会」を実現させるため、この北陸の地で活動する団体として発足しました。(平成15年4月29日 設立)

この会議の活動を紹介させていただきます。

- ① 創立総会、記念講演では早稲田大学 鎌田 薫先生や木村 達也先生の報告などが行われました。また、9月には市民公開研修会として宇都宮健児先生による勉強会が開かれ、他自治体・議会・警察への要請活動、ヤミ金全国一斉集団告発等を行いました。
- ② 平成16年は、3月27日に行政の多重債務者支援の充実を求めるシンポジウムで始まり行政との協調による多重債務問題の解消や行政が果たすべき役割、生活保護行政問題など話し合いました。又8月には調停シンポジウム in 金沢が開催され10月には北陸3県一斉クレジット・サラ金問題119番活動を行いました。
- ③ 平成17年は2月に生活保護勉強会、北陸3県一斉110番、3月26日には映画「草の乱」を上映、荏原洋子先生による基調講演、7月・11月に多重債務・生活保護相談会、8月には各市町村、団体に高金利引き下げ署名申し入れと共に全国に先駆けて県内の市議会、県議会で金利引き下げの請願を行いました。  
この請願活動はやがて全国に広がりを見せ、貸金業法制の改正に大きな役割を果たすことになりました。これには石川県司法書士会、石川県司法書士政治連盟の大きな協力がありました。又、街頭署名行動も月に2回計6回開催し9月・平成18年2月の2回には高金利引き下げを求める県民集會を行いました。
- ④ 平成18年は、3月26日「マスコミから見たサラ金業者の素顔」と題して定時総会が行われ、7月全国生活保護一斉相談会、9月には高金利引き下げキャラバン行動及び街頭署名行動、10月28日高金利引き下げを実現させる県民集會と平成17年・18年は金利引き下げ運動一色の2年間でした。
- ⑤ 平成19年は3月10日定時総会及び記念講演会では大学教授・行政相談員・北陸財務局 金融監督官・司法書士の4人の方々にそれぞれのテーマで講演していただきました。7月には行政による多重債務救済を考えるシンポジウム、過剰与信金沢シンポジウムを開催、8月には調停対策シンポジウム in 富山、9月はキャラバン行動とアツという間の1年でした。
- ⑥ 平成20年は5年のあゆみを発刊、3月10日の定時総会・記念講演「多重債務を根絶する北陸から全国へ」で始まり5月10・11日多重債務超初心者実務特化講座を開催し、9月には「人間らしい生活の保障を求めて」と題し反貧困シンポジウムを開催200名の参加者となりました。

⑦ 世の中の動きが金利引き下げから反貧困・派遣労働問題に変わり、北陸クレ・サラ対策会議も平成21年4月4日の定時総会では名称変更・目的変更し「貧困のない健全な市民社会をつくる北陸会議」と名称、活動も多重債務関係だけではなく生活保護支援・社会保障制度・社会的融資制度の充実・社会的弱者のための各種団体あるいは公的窓口との連携による救済活動等、新たな目的が加わりました。4日には「貧困のない健全な市民社会をつくる」シンポジウムと題し新聞社支局長・被連協事務局長・社会保障推進協議会代表・労働組合総連合石川連合会会長の方々に「貧困のない健全な市民社会をつくるには何をすべきか」を討論していただきました。また午前中は他団体の協力のもと生活保護・労働問題・医療問題など相談会が行われおにぎりの無料配布もありました。現在貧困対策会議ではハローワークでの生活何でも相談の実施やホームレス支援、10月には市共催による相談会を市役所内で実施しました。

平成22年1月23日、「目指せ！自殺減少日本一の県」石川シンポジウムを開催しました。

この6年間で富山・福井にも被害者の会が出来ました。活動分野は大きく広がっています。北陸ブロックの被害者交流集会は発足していませんが、今後の課題として発足に努めていきます。また、これからも諸団体との連携を蜜にし貧困解消運動及び利息制限法引き下げのための運動を展開していきます。

## 16. 「第30回全国クレ・サラ・ヤミ金被害者交流会in岐阜」

を全国からの参加で成功させましょう！

「だれもが希望を持てる社会へ」～多重債務・貧困・自殺をなくそう～

今年11月27日（土）～28日（日）に行われる「全国第30回クレ・サラ・ヤミ金被害者交流集会 in 岐阜」は下記要領にて開催されます。

テーマは「だれもが希望を持てる社会へ」～多重債務・貧困・自殺をなくそう～です。

記念すべき全国第30回クレ・サラ・ヤミ金被害者交流集会です。昭和58年貸金業規制法の制定、そして今年6月18日改正貸金業法の完全実施を勝ち取った力は間違いなく全国交流集会に参加されてきた被害者の会、弁護士、司法書士、学者、民主団体、労働組合など皆様方の力で闘い取ったものです。

この力を「だれもが希望を持てる社会へ」～多重債務・貧困・自殺をなくそう～の運動につなげていきたいと思えます。

被害者交流集会にふさわしい実りある集会になるよう努力していきたいと思えます。

被害者・会員が参加できるようカンパをお願いするなどして多くの被害者の方が参加できるようご協力お願いいたします。

### 第30回全国クレ・サラ・ヤミ金被害者交流集会 in 岐阜

日程 2010年11月27日（土）12:00～18:00（懇親会 19:00～21:00）

28日（日）9:30～13:00

場所 全体会会場：長良川国際会議場（メイン会場）

分科会会場：岐阜市内

プログラム（案）

〈1日目〉・・・開会・全体会

記念講演「貧困、自殺、多重債務問題と我が弁護士人生（仮）」

講師：宇都宮健児日弁連会長

分科会 20の分科会・テーマは下記の通り

懇親会 祝「改正貸金業法完全施行」「被害者の会全国47都道府県設置」

〈2日目〉・・・パネルディスカッション

「貧困、自殺、多重債務をなくすために今、私たちが為すべきこと（仮）」

パネリスト 反貧困ネットワーク 湯浅 誠氏

ライフリンク 清水康之氏

前・消費者庁等担当大臣 福島みずほ氏（依頼中）

分科会のテーマ

1. 行政の多重債務対策の到達点・消費者庁に期待するもの
2. 過払金返還請求の到達点と諸問題
3. 民法改正、保証はどうなる
4. 生活保護、いま何が問題か
5. 適正金利・上限金利はどうあるべきか
6. ヤミ金を撲滅するために
7. これからの自死対策
8. 基礎から学ぶ多重債務対策
9. クレ・サラ被害者同士で交流（A・B・C）
10. クレ・サラ被害者の会・相談員交流
11. 子ども・女性の貧困問題
12. 依存症への対処法
13. 労働問題（派遣法改正）
14. セーフティネット貸付実現をめざして
15. 無料低額宿泊所問題と対策
16. 追い出し屋対策問題
17. ホームレス法的支援
18. 広告問題と債務整理のあり方
19. C F J 対策会議と任意整理の問題、調停の活用と諸問題
20. 日本振興銀行をめぐる問題点（SFCG 破綻後の諸問題）

## 17.活動停止中の被害者の会への援助を！

県単位で見ると活動停止中の被害者の会は、宮崎県の麦ふみの会、長崎県あじさいの会の2つがあります。

麦ふみの会は、法律事務所のクレ・サラ相談にこられた方々の「生活立て直しの会」として活動していますが、一般の相談を受けられるようにはなっていないので、一般の相談を受けられる被害者の会として機能するようになってほしいと思います。

長崎県あじさいの会は昨年九州ブロック被害者交流集会の開催に力を発揮していただきましたが、相談件数が激減したことから、活動を一時停止中です。

これらの被害者の会が活動再開できるよう、地元の弁護士、司法書士の協力を受け、ブロック長を中心に援助できるようにしていきます。

## 18. 被連協ホームページ「メーリングリスト」について

**被連協メーリングリスト「hirenkyo-ml@cre-sara.sakura.ne.jp」に参加してください**

被連協のホームページが正式に運用されてから10年が経過します。様々な情報を得る手段として手軽に利用できるインターネットは被連協の活動やその時の情勢、そして各会への相談アクセスに非常に大きな役割を担っております。

被連協のホームページには被連協の概要、歴史、被連協加盟の被害者の会の案内、解決への道、二次被害、集会・行事案内、参考図書案内の他、ヤミ金撲滅運動実施中「借金を理由に死に急ぐ必要ありません」と自殺を思いとどまってもらう樹海での看板設置、全国の貸金業登録検索等が掲載されていて多重債務者に喜ばれています。

ホームページ開設からの延べアクセス数は73万5064件（6月2日現在）です。

1年間で約73000件のアクセスです、一日平均アクセス数は平日約201件となっています。このことからホームページのメールでの相談が増えてきました。

被連協ニュース・ご連絡・クレ・サラ運動の各種情報などは経費・通信費の節約のため、被連協メーリングリストで送付しています。各地のクレ・サラ被害の実態、運動の状況なども、メーリングリストで瞬時に交流できます。現在被連協メーリングリスト参加の被害者の会は半分くら

いです。

各被害者の会でも是非被連協メーリングリスト参加して下さい。

被連協メーリングリスト加入については利用ガイドラインに基づき管理しています。

参加の手続きは被連協事務局宛 [hirenkyo011@nifty.com](mailto:hirenkyo011@nifty.com) 又はFAX03-5207-5521宛自己使用のメールアドレスを知らせて下さい。

又「被連協役員のメーリングリスト」[hirenkyo-officer@cre-sara.sakura.ne.jp](mailto:hirenkyo-officer@cre-sara.sakura.ne.jp) が開設されていて被連協役員との情報交換、必要な意思決定の機能として活用していきます。

被連協・対協と関わりのない個人からのメーリングリスト加入申し入れについては被連協への加入と同様の考えで、被連協又は対協役員の推薦が必要とすることにしています。

ホームページ・メーリングリスト管理者として昨年からは横須賀しおさいの会の石原靖治さんがホームページの更新、メール相談への対応など毎日頑張っています。

## 19. 全国クレ・サラ被連協の事務局体制の強化について

### －事務局員5名が共同で事務局体制を分担－

全国クレ・サラ被連協は太陽の会と共同して、9年前に東京・大森、そして神田にクレ・サラ・ヤミ金・商エローン被害の予防と救済のセンターとして独立した事務所を持つことができました。

クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金をめぐる情勢、全国各地の被害者の会の取り組みの状況、改正貸金業法完全実施を求める運動などが被連協ニュース・Eメール・FAXで全国に伝わり、情報交換・連絡などがスムーズにできるようになりました。

事務所は、全国クレ・サラ被連協の拠点になり、クレ・サラ首都圏連絡会の事務所、及び東京の被害者の会が共同して事務所を使用し、大きな力を発揮してきました。

事務局長の本多良男氏は今年度70才になります。本多良男氏より、体力・能力の限界を感じ、事務局長辞任の申出があります。被連協・被害者の会運動を活発にするためには事務局体制をしつかりする必要があります。今年度は事務局員5名を選任し事務局の活動を事務局員5名が共同で分担する等して事務局体制を強化し被連協活動をすすめていきたいと思ひます。

## 20. 09年度財政報告・10年度予算案の提案

### めざすべく被害者運動にみあった財政基盤の確立を！

### 2009年度財政決算報告 2010年度予算案は別紙の通り

### 会計監査報告

昨年度に引き続き、会費未納分の回収や会の力量に見合った会費の増額、また空白地区の被害者の会作りや、各会の財政アンケートなどの諸活動を通じて、各会の状況を把握し、厳しい実情にありながらも、別紙会費納入状況一覧記載の通り、予算を若干下回りましたが今年3月31日までに39の被害者の会より189万円（4月1日以降に17の被害者の会より52万円）の会費納入がありました。会費は被連協の活動の支えです、引き続き被害者の会から会費の納入へのご協力をお願いいたします。

会費納入が困難な会については、会費の減免措置もありますので事務局までご連絡下さい、可能な限り会費については1ヶ月1000円納入できるようご努力をお願いいたします。

今年度もクレ・サラ運動に理解ある弁護士・司法書士をはじめ多くの方々に、全国クレ・サラ被連協の活動を支援してください、賛助会員と活動資金カンパのお願いをしています。賛助会費として173万円、過払い金返還請求運動カンパとして26万円、自殺防止の看板カンパとして62

万円、全国クレ・サラ対協から50万円、合計金310万円が寄せられています。

こうした暖かいご支援には、被連協活動に対する熱い期待が込められているものと受け止め、甘えることなく、ご支援下さる方々の期待に応えられるよう、より一層被連協活動を進めていきたいと思えます。

一方、支出に関しては、印刷代、通信費ともにメルマガリストの活用等によって、予算の範囲内で抑えることができます。又、活動行動費も専従者が地方に出向く場合は各会で補償していただくなどによって、専従者の活動を制限されることなく、出費は適正に運用されています。しかし、役員会や空白地区への取組、交通費などは、各会や個人レベルでの負担となっていて、被連協としての補償していく必要があります。

10年度の予算案は、クレ・サラ相談が確実に減少している中であって、様々なかたちの被害対応が求められ、深刻化する格差、貧困社会のニーズに応じた『被害者の会』としてその財源を確保していくことが重要です。

基本的には、事務所の諸費用、活動費は節約し、会費納入額を定着させることが大事です。そして、今後、益々、多様化する被害をふまえ、地域に根ざした関係団体との連帯、ネットワーク作りを強め、賛助会員の拡大や目的を明確にしたカンパの取組、被害者が活用できる書籍（リーフレット等の販売資金）を財源に取り入れていくことなどが不可欠の課題と位置づけ別紙2010年度予算を提案いたします。

厚生労働省から「平成22年度自殺防止対策事業全国事業計画書・補助金」として410万円が交付されたらリーフ・ポスター作成費用、「被連協・命の電話」通信費（フリーダイヤルにする）、看板設置費用、看板などの備品費、講演会・研修会、会議費用等に活用したいと思えます。補助金の収支は特別会計として管理していきます。

## 21. 役員改選

被連協役員任期は規約により2年となっています。

会長・副会長・事務局長・事務局員・会計・事務局次長・幹事・会計監査・相談役・顧問の改選が必要です。

10年度役員候補者は別紙の通りです。

\*被連協 相談役・顧問に就任いただいている宇都宮健児弁護士は今年4月1日日本弁護士会会長になりました。頼もしい限りです。

## 22. 活動経過年表

別紙の通り